

令和8年第1回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和8年1月27日(火) 午後3時05分～午後3時50分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	石田 晋一
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	谷口 英将
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	川瀬 真由美
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	甲谷 英司
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏
	学校教育推進員	袴田 孔

4 議 事

- 報告第1号 令和8年度「全国学力・学習状況調査」への参加について
- 議案第1号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第2号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について
- 議案第3号 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱
- 議案第4号 令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について
- 議案第5号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について
- 議案第6号 幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第7号 令和8年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費の年度前支給の認定について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、令和8年第1回幕別町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日一日間と決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番、東委員、4番、小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和7年第14回幕別町教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告であります。本日の事務報告はありませんので、早速、議件に入ります。

日程第5、報告第1号、「令和8年度「全国学力・学習状況調査」への参加について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 報告第1号、「令和8年度「全国学力・学習状況調査」への参加について」、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

まず、議案のほか、あわせて、お手元に配付の「報告第1号 説明資料」をご覧ください。令和8年度の全国学力学習状況調査につきましては、令和7年12月5日に文部科学省から実施要領が示されております。

議案書の1ページにお戻りください。町教育委員会といたしましては、本調査が児童生徒の学力向上に向けた取組の推進につながることから、令和8年度も本調査に参加するものであります。

1の調査対象とする児童生徒につきましては、小学校では第6学年及び義務教育学校第6学年、中学校では第3学年及び義務教育学校第9学年で、これまでと同様であります。明倫小学校につきましては、令和8年度は第6学年が欠学となるため実施しないものであります。

2の調査事項についてであります。はじめに教科については、小学校調査が、国語、算数、中学校調査が、国語、数学、英語で、主として「知識」や「活用」を一体的に問う内容の調査が実施されます。次に、質問紙調査については、例年同様となっております。学習意欲、学習方法、学習環境及び生活の諸側面等に関する調査となっております。なお、中学校英語においては、生徒が活用するICT端末等を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式を活用することとなっております。

3の調査基準日についてであります。令和8年4月23日(木)であります。なお、中学校英語の「話すこと以外」については、4月20日(月)から23日(木)までのうち文部科学省が指定する日、「話すこと」については、4月24日(金)から27日(月)までのうち文部科学省が指定する日に実施するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。報告第1号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、議案第1号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、日程第7、議案第2号、「幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例の申し出について」は、同会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第8、議案第3号、「幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱」について、説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第3号、「幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱について」、ご説明申し上げます。

議案書の4ページ、別紙の「議案第3号 説明資料」をご覧ください。

本要綱は、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒につきまして、学用品費や給食費などの負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に行っております。

就学援助の認定にあたり、準要保護者における認定収入額を判定する際の需要額は、平成24年12月末現在に適用されている生活保護基準を用いておりますが、平成25年度以降に改正された生活保護基準は平成24年12月末現在の基準を下回り、生活保護基準の改正で援助が必要な家庭が扶助を受けられなくなることがないように配慮することと、文部科学省から通知がありましたことから、今までも平成24年12月末現在の基準を適用しております。

このたび令和7年10月1日で改正された生活保護基準において、生活保護基準の1.30倍未満の収入額を比較したところ、平成24年12月末現在の基準を上回ることから、認定基準の適正化を図るとともに、支援を必要としている世帯の認定範囲を拡充し、義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等の確保につなげるため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号説明資料をご覧ください。表の左が現行の要綱、右が改正要綱になります。

まず、第6条に準要保護の認定要件を定めており、(2)として、アからカまでに示している理由により、生活状態が困窮していると認められるものが認定要件となっております。

第7条では、その準要保護の認定にあたっての認定方法を定めており、次のページの(3)に、需要額の算定にあたっての生活保護基準額の基準日として、「平成24年12月末日」から「認定に属する年度の前年度の12月末日」に改めるものであります。「認定に属する年度の前年度の12月末日」とは、令和8年度における就学援助の認定であれば、前年度、すなわち令和7年12月末日ということであり、令和7年12月末日現在の生活保護基準額で需要額を算定するということとなります。

第10条では、新入学児童生徒学用品費における年度前支給について定めていますが、条文中の整合性を図るため、改めるものであります。

別表第2は、需要額の算定にあたっての生活保護基準額を定めていますが、現状の生活保護基準額の算定実態に合わせて改正するものであり、また保護基準額は定期的に改正されることから、別表第2は保護基準額を算定する項目のみを定めるものであります。

説明資料の4ページをご覧ください。様式第1号は、第7条及び別表第2の改正内容を反映した収入認定に関する表記を改めるものであります。

議案書の6ページにお戻りください。附則についてであります。

この要綱は、公布の日から施行することとしています。

改正後の算定についての経過措置になりますが、令和8年度における新入学学用品費の年度前支給から適用し、令和7年度における認定は、従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(ありません)

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第4号、「令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について」、説明を求めます。

学校教育課長（酒井 貴範） 議案第4号、「令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果公表について」、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。まず、下段の○印をご覧ください。

本調査につきましては、子どもの体力や運動能力の状況を把握、分析し、体力や運動能力の向上に係る施策の成果と課題の改善を図ることを目的に、小学校5年生と中学校2年生を対象とし、「握力」、「上体起こし」など8種目の実技調査及び運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査を実施しているものであります。

本年度は、昨年4月から7月までの期間の中で実施されました。

はじめに、調査結果についてであります。別紙の、右上に「議案第4号 別紙」とあります「令和7年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果」をご覧ください。

こちらは、昨年12月に、文部科学省が調査結果の公表を行ったところであります。

表の1番目、「参加校及び参加人数」につきましては、全ての小中学校が実施したところであり、参加人数は小学校が211人、中学校が243人でありました。

次に、「体力・運動能力の概要」についてであります。本町の調査結果の内容については、それぞれ網掛け部分になります。

「1 体格について」では、はじめに、小学校5年生では、男子・女子ともに身長、体重いずれも全国平均を上回ったものの、全道平均を下回っております。

続いて中学校2年生では、小学校と同様に男子・女子ともに身長・体重いずれも全国平均を上回ったものの、全道平均を下回っております。

次に、「2 体力について」であります。こちらは、8種目の実技調査になりますが、はじめに小学校5年生では、各種目では全国、全道平均を上回るもの、下回るものなどありますが、一番右の欄、全国平均を50としたときの「体力合計点」、いわゆるT得点で比較しますと、男子は全国・全道平均を下回り、女子は全国平均を上回ったものの、全道平均を下回る結果となっております。

資料の2枚目をご覧ください。

中学校2年生になりますが、こちらは、「体力合計点」で、男子は全国平均を下回ったものの、全道平均を上回っており、女子は全国・全道平均を上回る結果となっております。

最後に、「運動習慣の概要」についてであります。

小学生、中学生ともに17項目の質問紙調査を実施しておりますが、一般的にわかりやすい項目を抜粋して報告いたします。

はじめに、「1 運動についての意識」についてであります。表のとおり、「運動が好き」の回答については、小学校の男子は全国・全道平均を下回っておりますが、小学校の女子は全国平均と同程度で、全道平均を上回っております。

次に「運動をすることに興味や関心がある」の回答では、小学校の男子、中学校の男子・女子は全国・全道平均を上回っており、小学校の女子は、全国平均を上回ったものの、全道平均を下回っております。

次に「中学校進学・卒業後も自主的に運動したい」の回答では、小学校の男子・女子及び中学校の女子は全国・全道平均を上回っており、中学校の男子は全国・全道平均を下回っております。

次に、「2 (保健) 体育授業について感じていること」についてであります。「授業が楽しい」の回答では、小学校の男子及び中学校の男子・女子は全国・全道平均を上回っており、小学校の女子は、全国平均を下回っているものの、全道平均を上回っております。

「授業では進んで学習に参加している」の回答では、小・中学校の男子は全国・全道平均を上回っており、小・中学校の女子は全国・全道平均を下回っております。

「保健を学習して、もっと運動をしようと思う」の回答では、小学校の男子及び中学校の女子は全国・全道平均を下回っており、小学校の女子は全国・全道平均を上回っております。中学校の男子は、全国平均を下回ったものの、全道平均を上回っている結果になっておりますことから、全体的には体育授業への興味の高さがうかがいとれます。

以上が資料の説明になりますが、各学校では児童生徒の調査結果を毎年記録し、経年変化の状況を把握しながら、児童生徒の目標を設定するなど、体力向上の充実を目指しているところでもあります。

議案書の7ページにお戻りください。続いて、結果公表のあり方についてであります。

本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会の判断において、当該実施要領に定める配慮事項を考慮した上で、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを可能としたところでもあります。

しかし、本教育委員会におきましては、調査結果の公表について、教育上の影響等を踏まえ、従来から体力合計点や順位等の数値を用いず、文章により町全体の傾向の説明による公表を行っており、これまでも同様の取扱いとしたところでもあります。

さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和7年度も同様の取り扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、体力等の特定の一部であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校においては、個人が特定される恐れがあることが懸念される場所でもあります。

これらを踏まえ、本町におきましては、令和7年度の調査結果の公表につきましては、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、体力合計点や順位等の数値を用いず、文章をもって傾向の説明を行うこととするものであります。

以上が、令和7年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果と公表についての説明になります。

なお、公表の具体的な手法としましては、3月号の広報紙に掲載する予定でありますことをご承知おきいただきたいと思いますと思いますが、議案第4号別紙の3枚目をご覧ください。

「広報まくべつ3月号イメージ」であります。現段階での広報の原稿になりますが、ご覧のとおり、体力合計点や順位等の数値を用いず、文章をもって傾向の説明を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

岩谷委員 広報原稿についてですが、今回の結果だけでなく、例えば5年前と比較するなど幕別町の子どもの分析結果を載せた方がより深みが出ると思います。事務の負担もあるため意見として検討していただきたいと思っております。

学校教育課長（酒井 貴範） 今後、表示の仕方について検討してまいりたいと思っております。

笹原教育長 他に質疑等ありませんか。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、追加でお配りさせていただいた日程第11、議案第6号、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

給食センター所長（守屋 敦史） 議案第6号、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

議案書は、ただいまお配りしました追加議案の1ページ、資料につきましては、別にお配りしました議案第6号説明資料をご覧ください。

このたびの改正は、令和8年3月末の途別小学校の閉校及び4月のまくべつ学園の開校に伴い、第2条に規定する「対象学校等」の整理と、第5条の給食費の額に規定する、「名称」及び「区分」の整理、並びに令和8年4月からの給食費の改定に伴い、「1食当たりの額」について、幕別町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号説明資料をご覧ください。

新旧対象表になりますが、左が現行規則、右が改正規則となりますが、はじめに1ページの現行規則の第2条の表については、「対象学校等」の欄から「幕別町立幕別小学校、幕別町立途別小学校、幕別町立幕別中学校」の項を削り、さらに「幕別町立札内東中学校」を「幕別町立札内東中学校」「幕別町立まくべつ学園」に改めるとしてありますが、表中の「幕別町立札内東中学校」の項の下に「幕別町立まくべつ学園」の項を加えるものであります。

次に、資料の裏面となりますが、第5条の表につきましては、はじめに「名称」の欄を削り、幕別学校給食センターと忠類学校給食センターの給食費の額の表記を統一するものであります。

次に、幕別町立まくべつ学園の新設に伴い、「区分」の欄の「小学校」の項を「小学校及び義務教育学校前期課程」に、「中学校」の項を「中学校及び義務教育学校後期課程」にあらため、さらに令和8年4月からの給食費の額の改定に伴い、「1食当たりの額」の欄について、右側の改正規則の表になりますが、「幼児児童生徒」の欄について、「幼稚園、へき地保育所」を232円に、「小学校及び義務教育学校前期課程」を265円に、「中学校及び義務教育学校後期課程」を319円に、「高等養護学校」を376円に改め、「教職員等」の欄について、「幼稚園、へき地保育所」を240円に、「小学校及び義務教育学校前期課程」を313円に、「中学校及び義務教育学校後期課程」及び「高等養護学校」を376円にそれぞれ改めるものであります。

議案書1ページにお戻りください。

附則についてであります。附則の1につきましては、施行期日を令和8年4月1日とするものであり、附則の2につきましては、経過措置として、令和7年度分までの給食費については、なお従前の例による旨を規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第7号、「令和8年度入学の就学援助新入学児童生徒学用品費の年度前支給の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、この他、皆さんから何かございませんか。

（ありません）

笹原教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しました。これをもちまして、令和8年 第1回 別町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。